

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
岩手県	県	岩手県再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金貸付金	融資	県内に非化石エネルギーを使用する施設を導入する事業者	融資限度額 4.8 億円	H28.4.1～ H29.3.31	<a href="http://www.pref.iwate.jp/kankyoku/seisaku/energy/002950.html">http://www.pref.iwate.jp/kankyoku/seisaku/energy/002950.html</a>	環境生活部 環境生活企画室 TEL:019-629-5326
岩手県	久慈市	エコ工場化促進費補助金	補助金	市内企業が、工場（製造業）に太陽光発電システム(10kW 以上)及び LED 照明を設置する経費に対し補助。	太陽光発電システム 1kW 当たり 5 万円 上限 100 万円	H24～	<a href="http://www.city.kuji.iwate.jp/sangyouka/sangyou-g/shoenehojo.html">http://www.city.kuji.iwate.jp/sangyouka/sangyou-g/shoenehojo.html</a>	港湾・エネルギー推進課 TEL:0194-52-2369
宮城県	県	新エネルギー設備導入支援事業	補助金	県内の事業所に対象設置する法人・団体及び個人事業者 ①太陽熱利用設備 県内の事業所に集熱器総面積 10 m <sup>2</sup> 以上の太陽熱利用設備を設置する法人・団体及び個人事業者 ②太陽光発電設備 規模要件:1地点当たりの出力 10kW 以上。ただし、同時に施行する 1 件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が 10kW 以上で、かつ、1 地点当たりの平均出力が 4kW 以上。	①太陽熱利用: 補助率:1/2 以内 限度額:2,000 万円 ②太陽光発電: 補助率:一部でも売電する場合 1/10 以内(ただし、県内産パネルを使用する場合 1/8 以内) 自家消費する場合 1/3 以内(ただし、県内産パネルを使用する場合 1/2) ただし、蓄電池を併設する場合は、上記のいずれの場合も併設する蓄電池についてのみ 1/3 以内 限度額:500 万円 ただし、蓄電池を併設する場合は、1,000 万円	公募期間 平成 28 年 4 月 22 日から 平成 28 年 5 月 31 日まで	<a href="http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/h28sinene.html">http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/h28sinene.html</a>	環境生活部 環境政策課 環境産業振興班 022-211-2664
宮城県	仙台市	仙台市民間防災拠点再生可能エネルギー等導入支援補助金	補助金	防災拠点になりうる民間施設	補助率 1/2 (上限 1000 万円)	平成 28 年 4 月 4 日～ 平成 29 年 1 月 31 日	<a href="http://www.city.sendai.jp/business/d/1209504_1434.html">http://www.city.sendai.jp/business/d/1209504_1434.html</a>	防災環境都市推進室
		仙台市熱エネルギー有効活用支援補助金	補助金	仙台市内の事業所等を所有又は管理している、若しくはまたは所有又は管理する予定の事業者	補助対象経費の 1/10 自然循環型は上限 3 万円 強制循環型は上限 9 万円 補助熱源一体型は上限 12 万円	平成 28 年 5 月 9 日～ 平成 29 年 1 月 31 日	<a href="http://www.city.sendai.jp/dl/b/d/1221804_1985.html">http://www.city.sendai.jp/dl/b/d/1221804_1985.html</a>	環境局環境企画課
宮城県	東松島市	東松島市被災家屋等における太陽光発電等導入促進事業補助金	補助金	①東日本大震災で被災し、り災証明書等の交付を受けていること ②平成 23 年 3 月 12 日以降に対象システムを自らが所有する市内の事業所に設置すること ③市税等を滞納していないこと	太陽電池 10kw 以上 20 万円	平成 28 年 8 月 1 日～ 平成 29 年 2 月 28 日		環境課 0225(82)1111 内線 1152
宮城県	女川町	女川町太陽光発電システム設置補助事業	補助金	事業者:町内に所有する事業所にシステムを設置した事業所	1Kw35,000 円 上限 50 万円	平成 28 年度	<a href="http://www.town.onagawa.miyagi.jp/05_05_00_04.html">http://www.town.onagawa.miyagi.jp/05_05_00_04.html</a>	町民課環境係

実施自治体	制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
茨城県 かすみが うら市	かすみがうら市太陽光 発電設備設置促進の ための固定資産税の 特例措置に関する条 例	税の減免	太陽光発電設備 最大出力が 10 キロワット以 上の太陽光を電気に変換する設備及びその附 属設備であって、電気事業者による再生可能 エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号)第 4 条第 1 項の規 定による契約を電気事業者と締結しているも のをいう。ただし、住宅用太陽光発電設備又は 屋根貸し太陽光発電設備を除く。	太陽光発電設備が設 置された土地に対して 課する固定資産税の 課税標準は、かすみが うら市税条例(平成 17 年かすみがうら市条例 第 54 号)の規定にか かわらず、当該土地に 対して新たに固定資産 税を課する年度から 5 年度分	H26 年度～ ※当該土地 に対して新 たに固定資 産税を課す ることとなる 年度から 5 年度分	<a href="http://www.city.kasumi-gaura.ibaraki.jp/?page_id=1556">http://www.city.kasumi-gaura.ibaraki.jp/?page_id=1556</a>	環境保全課
群馬県 前橋市	自治会集会所等太陽 光発電システム設置 費補助事業	助成金	太陽光発電システム太陽電池モジュール、架 台、インバータ・保護装置、接続箱、直流・交流 側開閉器、配線・配線器具の購入・据付、設 置工事に要する費用。	1kW 当たり 10 万円 を乗じた額。(上限 50 万円)	H28/4/1～ H29/2/28	<a href="http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/143/162/p013036.html">http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/143/162/p013036.html</a>	産業政策課 027-898-6292
群馬県 安中市	大規模太陽光発電設 備設置促進条例	課税免除	市内において、発電出力が 500 キロワット以 上の太陽光発電設備の設置にかかる土地、家 屋、償却資産。平成 26 年度以降に新たに課 税される資産が対象となります。	対象となった設備に係る 土地、家屋、償却資産の 固定資産税・都市計画税 について 8 年間、課税を 免除します(設備が稼働 し、課税されることとな った年度から 8 年間につき 課税を免除します。) た だし、平成 29 年 1 月 2 日 以降に新たに設備が設 置・稼働し、課税されるこ ととなった資産(平成 30 年度以降に新たに課税さ れる資産)については、課 税免除の期間が 3 年間 へ変更となります。	H28.4.1～ H29.1.31	<a href="http://www.city.annaka.gunma.jp/gyousei/soumu/kikaku/taiyousien.html">http://www.city.annaka.gunma.jp/gyousei/soumu/kikaku/taiyousien.html</a>	総務部企画課
東京都 千代田区	千代田区省エネルギ ー改修等助成制度	助成金	太陽光発電システム ※区が指定する事業者が行う省エネルギー診 断結果に基づく設備の導入であること。	対象経費の 20% (上限額:～100 戸: 100 万円、101～200 戸:200 万円、201 戸 ～:300 万円)	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日	<a href="http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kankyo/hojo/sho-ene.html">http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kankyo/hojo/sho-ene.html</a>	環境まちづくり部 環境政策課 エネルギー対策係

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
東京都	北区	新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成	補助金	区内に事業所を有する又は有する予定の方で、自ら使用する目的でシステムを設置する方(中小企業者等を除く)	【太陽熱温水器】有効集熱面積1㎡当たり5万円、上限15万円(区内業者による施行の場合、1㎡あたり6万円、上限18万円) 【太陽光発電システム】1kWあたり8万円、上限15万円(区内業者による施行の場合、1kWあたり9.6万円、上限18万円)	平成28年4月1日から平成29年3月24日まで	<a href="http://www.city.kita.tokyo.jp/kankyo/jutaku/kankyo/hojo/energy/jose-info.html">http://www.city.kita.tokyo.jp/kankyo/jutaku/kankyo/hojo/energy/jose-info.html</a>	生活環境部環境課 環境政策係 03(3908)8603
東京都	足立区	公益的施設用太陽光発電システム設置費補助	システム設置前に申請	下記のすべての要件を満たす方 1 区内の以下に掲げる公益的施設で、区から施設整備費、運営経費等の補助を受けている施設に太陽光発電システムを設置しようとする下記の事業主 ア 町会・自治会館 イ 民設民営の高齢者施設 ウ 民設民営の障がい者施設 エ 民設民営の私立保育園 オ 私立幼稚園 2 電力会社と電力買取にかかる電力受給契約を完了することができること。 3 申請時点において、工事に着手していないこと。	1 平成28年度または平成27年度の電力買取価格の適用を受ける発電システムを設置した場合：1kWあたり6万円に発電設備最大出力(kW表示とし、少数点以下2桁未満切捨て)を乗じて得た額(1000円未満は切捨て)、ただし上限は120万円。 ※足立区内事業者と設置契約した場合は、1kWあたり7万2千円(上限144万円) 2 平成26年度以前の電力買取価格の適用を受ける発電システムを設置した場合：1kWあたり4万円に発電設備最大出力(kW表示とし、少数点以下2桁未満切捨て)を乗じて得た額(1000円未満は切捨て)、ただし上限は80万円。 ※足立区内事業者と設置契約した場合は、1kWあたり4万8千円(上限96万円)	平成27年4月1日～平成28年3月31日	<a href="http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kuras-hi/kankyo/ondanka-j-h24-t-sys.html">http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kuras-hi/kankyo/ondanka-j-h24-t-sys.html</a>	環境政策課管理係

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
東京都	三鷹市	新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金 (新エネルギー設備)	助成金	市内に事業所等を有し、自ら所有し使用するために太陽光発電(中古品を除く)を設置した方。ただし、設置後 6ヶ月以内の設備に限る。	①自ら発注して設備を設置した場合： 1kW あたり 2 万円、 上限 8 万円まで ②新たに購入した建物にあらかじめ設備がついていた場合：1 万 5 千円	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日 ただし、予算 の範囲内で 先着順	<a href="http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/057/057021.html">http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/057/057021.html</a>	生活環境部 環境政策課 0422-45-1151 (内線 2524)
東京都	羽村市	創省エネルギー化助成制度	エコポイント助成	市民、市内物件所有者、小規模企業者(管理組合を含む)	対象経費の 10%又は 上限のいずれか低い方	5 月～1 月	<a href="http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000004638.html">http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000004638.html</a>	産業環境部 環境保全課
		中小企業環境配慮事業資金融資制度	資金融資	中小規模企業者	1,000 万円 7 年(84 回)以内< 据置 6 ヶ月含む> 元金均等月賦返済 1.6%(本人負担 0.64%) 年利 0.96%利子補給	4 月～3 月	<a href="http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000002503.html">http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000002503.html</a>	産業環境部 産業振興課
東京都	御蔵島村	御蔵島村太陽エネルギーシステム導入促進費補助金	補助金	【対象者】 ア 村内の自ら居住する住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に対象システムを設置する者 イ 村内に対象システムが設置済みである住宅を購入した者 ウ 村内の賃貸住宅又は使用貸借住宅に対象システムを設置する所有者 エ 村内に事業用店舗等を有する事業の代表者 ※ 賃貸住宅等に居住する者、若しくは賃貸物件等に事業用店舗等を有する事業の代表者は、その所有者から補助対象機器の設置について同意を得ていること。 ※ 村税等を滞納していないこと。	●太陽熱利用システム：1 万 5 千円に、システムを 構成する集熱部又は集熱 器の総面積(平方メートル 表示とし、小数点以下二 桁未満は四捨五入)を乗じ て得た額(10 万円を限度 とする。) ●太陽光発電システム：7 万円に、システムを構成 する太陽電池モジュール の最大出力(キロワット表 示とし、小数点以下二桁 未満は四捨五入)を乗じて 得た額(30 万円を限度と する。)	平成 22 年 4 月 1 日～	<a href="http://www.mikurasima.jp/data/reiki_int/reiki_honbun/g161RG0000188.html">http://www.mikurasima.jp/data/reiki_int/reiki_honbun/g161RG0000188.html</a>	総務課総務係 04994-8-2121

実施自治体	制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
神奈川県 横浜市	横浜市民間保育所等 建設費等補助金(の一部)	補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備の公称最大出力は 10kW を限度とする。</li> <li>・JET または同等の「太陽電池モジュール認証」を受けていること。</li> <li>・性能保証、設置後のサポートがメーカーによって確保されていること。</li> <li>・未使用品であること。</li> <li>・敷地外から見やすい場所にディスプレイ装置を設置すること。(当該装置も補助対象設備)</li> <li>・エネルギー管理システム(HEMS、BEMS 等)を設置すること。(当該装置も補助対象設備)</li> <li>・接続方式は「余剰電力買取方式」であること。(全量買取制度を選択した場合は補助対象外)</li> </ul>	(補助基準額) 1kW 当たり 100 万円 上限 1,000 万円 補助予定件数 13 件	H23 年度～		こども青少年局 こども施設整備課 045-671-4146
新潟県	県 家庭用太陽光発電導入 促進事業補助金	補助金	<p>県内に事業所を有し、施主と直接契約を行う元請け事業者 (システム設置に係る補助) 平成 28 年度の元請けとして県内に設置した件数が、平成 27 年度の元請けとして県内に設置した件数を超えた場合、その超えた件数に対して補助を行う。 (販売促進活動に係る補助) 今年度新たに取り組む販売促進活動(新規又は平成 27 年度の取り組みの拡充)に要する経費に対して補助を行う。</p>	<p>(システム設置に係る補助) 事業者が設置した家庭の所在地とその容量により算出 【補助額】 平野部: 1kW あたり 2 万円 山間部: 1kW あたり 2.5 万円 1 事業所あたり補助上限 件数: 10 件 (販売促進活動に係る補助) 今年度新たに取り組む販売促進活動に要する下記経費の 2 分の 1 以内 【補助額】 会場借上費、会場設営費、 広告宣伝費、通信運搬費、 展示品等輸送費 1 事業所あたり補助上限 額: 30 万円</p>		補助金交付団体: 新潟 県電気工事工業組合 <a href="http://www.chuokai-niigata.or.jp/ndkk/solar-hojo/">http://www.chuokai-niigata.or.jp/ndkk/solar-hojo/</a>	産業振興課 TEL(直通) 025-280-5257
愛知県	豊橋市 豊橋市保育所等用太陽光 発電システム設置 整備事業補助金	補助金	<p>(対象システム) ・太陽光発電による電気が、設置される保育所・幼稚園で消費され、余剰の電気が逆流されるもの ・未使用品 (対象者) ・市内の保育所・幼稚園・認定こども園 ・太陽光契約者(法人名義)</p>	250,000 円/kW (250 万円上限)	H284.1～ H29.3.31		環境部 温暖化対策推進室

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
三重県	津市	津市新エネルギー利用設備設置費補助金	補助金	集会所に太陽光システムを設置される自治会へ設置工事費の一部を補助する。	集会所:3kW 未満・21 万円、3kW 以上 6kW 未満・42 万円、6kW 以上 10kW 未満・70 万円。	H28.1～H29.3.31 (予算が無くなり次第、終了。)	<a href="http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000007750/index.html">http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000007750/index.html</a>	環境政策課
滋賀県	長浜市	自治会館エコセーフティ化事業	補助金	対象者:自治会 対象事業(経費):災害時の一次避難所ともなる自治会館に、太陽光発電システムおよび蓄電池を設置する自治会に補助金を交付する	対象経費の 3/4 以内(限度額 300 万円)	申込時期 事業実施前年 9 月末まで(※翌年実施)	<a href="http://www.city.nagahama.shiga.jp/index.cfm/928372,106,138.html">http://www.city.nagahama.shiga.jp/index.cfm/928372,106,138.html</a>	市民活躍課 0749-65-8722
滋賀県	守山市	エコ事業所等普及促進補助金	補助金	既存の事業所または自治会集会所において、以下のエネルギーシステム・省エネ設備等を、市内業者の施工により導入する場合に助成。中小企業者については下記(3)～(6)、自治会については下記(1)～(6)が補助対象メニュー。 (1)太陽光等の再生可能エネルギー発電システム (2)省エネルギー効果設備(LED 等) (3)蓄電池 (4)ガスコージェネレーションシステム(発電容量 5kW 以上) (5)太陽熱利用システム(自然または強制循環) (6)太陽光発電システムと蓄電池	太陽光発電システム 1kW あたり 3 万円、その他については補助対象経費の 1/3 以内 限度額:(1)・(2)・(4)は 30 万円、(3)は 20 万円、(5)5 万円、(6)50 万円	(1次募集) 平成 28 年 5 月 16 日～平成 28 年 5 月 30 日	※現募集期間終了のため、HP への掲載はなし。募集を継続する際は再度 HP に掲示予定。	環境政策課 077-582-1154
滋賀県	甲賀市	公共的施設等再生可能エネルギー導入事業	補助金	区・自治会が所有(管理)する公民館等への再生可能エネルギー発電設備導入に対し補助を行う。また、同時に省エネ器具を導入する場合にその設備に対し助成を行う。	(発電設備)対象経費の 1/2 または 20 万円/kW のいずれか低い額(上限 200 万円) (省エネ器具)対象経費の 1/2(上限 25 万円)	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	市ホームページ <a href="http://www.city.koka.lg.jp/7406.htm">http://www.city.koka.lg.jp/7406.htm</a>	生活環境課 0748-65-0691
滋賀県	竜王町	竜王町自ら考え自ら行うまちづくり事業	補助金	対象者:自治会 対象事業:公民館、集会所等における自然エネルギー(太陽光、風力等)による発電システムの導入に対し助成を行う。	事業費の 1/2 以内(自治会により助成限度額が異なる)		「竜王町自ら考え自ら行うまちづくり事業」については、複数の事業区分がある。(単独の助成事業ではない。)	総務課 0748-58-3700
鳥取県	県	鳥取県非住宅用太陽光発電システム等導入推進補助金	補助金	鳥取県内に所在し、鳥取県内の工場、事業所等(住宅との兼用を除く)に太陽光発電システムを設置する者	補助率:1/4 補助上限額:500 千円	H28.5.25～H29.3.31	<a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/196684.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/196684.htm</a>	生活環境部 環境立県推進課

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
島根県	県	島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金交付要綱	補助金	島根県内の医療・福祉施設等  1.経済産業省の再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付要綱(20160202 財資第4号)第3条の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブが定めた再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付規程(以下「事業者支援交付規程」という。)第3条に定める太陽熱利用の設備を導入する事業で、県内の医療・福祉施設等で事業者支援交付規程に基づき交付決定を受けた事業 2.環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)交付要綱(平成 28 年 4 月 1 日付け環政計発第 1604017 号)及び再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施要領(平成 28 年 4 月 1 日付け環政計発第 1604018 号)の規定により公益財団法人日本環境協会が定めた平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)交付規程(以下「熱自立交付規程」という。)第3条に定める太陽熱利用の設備を導入する事業で、県内の医療・福祉施設等で熱自立交付規程に基づき交付決定を受けた事業	事業者支援交付規程又は熱自立交付規程に定める対象事業費から事業者支援交付規程又は熱自立交付規程に基づき受けた交付決定額を除いた額を対象とし、補助対象経費の2分の1以内の額	平成 28 年 6 月～平成 29 年 10 月	国の太陽熱利用補助事業の採択を受けた場合に、島根県として上乗せ補助(対象経費から国の補助金を除いた額の半分以上)をします	地域振興部 地域政策課 TEL:0852(22)5899 FAX:0852(31)7479